

平成29年度 第1回和歌山県子どもを虐待から守る審議会 議事概要

日時：平成29年8月2日（水）10：00～12：15

場所：和歌山県庁北別館4階 第1会議室

塩路子ども未来課長 挨拶

新任委員である前田委員の紹介

事務局

議事1について説明

会長

児童相談所の虐待受付件数について、心理的虐待の増加、警察からの通告の増加があるが、警察がDVの対応をすると、子供がいる場合には面前DVとして児童相談所へ通告することになっているからだと考えられる。また、市町村別の虐待受付件数について、何を虐待通告として受理し、統計として計上するか、各市町村で統一していないので、件数にばらつきがあることが問題である。人口規模による虐待件数だけで判断するのではなく、市町村の相談体制が影響しているという点も理解していただく必要がある。児童福祉法の改正により、県、市町村の役割分担が明確になった。皆様のご意見をいただく前に、市町村の対応状況について、児童相談所から見た課題や意見をお聞きしたい。

事務局

市町村によっては配置人員が少ないという課題や、他の業務と兼務していて虐待対応に十分専念できないという課題がある。また、スーパーバイズの関係では、市町村担当課室に上司がいても、虐待対応に精通した方ではないということで、担当者が孤軍奮闘といった状況が見て取れる。よって、市町村担当者や担当部署に頑張るようはっぱをかけるだけではなく、首長に働きかけをしてトップダウンで組織を変えていく必要があると感じる。また、警察からの面前DV通告について、警察は児童相談所へ児童通告することになっており、軽微なものであっても児童相談所へ連絡が来る。よって、軽微な案件の対応に児童相談所は結構な時間を取られている。市町村に協力を依頼し、一緒に家庭訪問しているが、今後、何とか市町村の方に頑張って対応していただけると、本来の児童相談所業務に力を入れられると考える。

委員

市町村虐待受付件数の資料について、市町村によって体制が違うということで件数が違ってくるとは思う。しかし、高齢化率が高いところは児童虐待件数が少ないという事が考えられるので、総人口の記載だけではなく、人口に対する子供の数という指標を入れていただきたい。それと、有資格者を配置していない市町村が6市町と記載があるが、資格区分の全ての職員がいないとしている市町村が6市町なのか。有資格者のうち何人かは要対協に入っている所もあるのではないかと思うが、その点を詳しく教えていただきたい。

会長

1つ目の子供の人口を入れるということについては、今後、事務局で対応願います。2つ目の有資格者の説明について、事務局で説明願います。

事務局 資格区分を1～10とあるが、要対協の調整担当者として配置されるべき専門職という考え方である。当然、要対協という組織の中には、関係部局の専門職が入っているでしょうが、国が示しているのは、要対協調整担当者として資格区分のうちの誰かを専門職として配置するべきという話であり、全ての有資格者がいる、いないという発想のものではない。資格を持つ人の一人を要対協調整担当者として配置するということである。

会長 有資格者の配置がない6市町というのは、資格区分1～10の有資格者を誰も配置していないということか。

事務局 いわゆる有資格者は1～8の部分になる。9、10は一般的に資格を有しないという区分になるので、担当者がいないというわけではないのだが、一般事務の方が担当として要対協の事務をやっている。6市町村は、まだ専門性を持った人が担当ではないということである。

会長 わかりました。市町村体制について、和歌山県が作った市町村児童家庭相談マニュアルは今年度中に改訂作業に着手するということか。

事務局 はい。

会長 厚労省が今年の3月31日付けで、市町村子ども家庭支援指針というガイドラインを新しく出している。28年の児童福祉法の改正に伴って市町村の役割が明確化されたので、それに沿ってガイドラインを新しく作り直した。同じく3月31日付けで厚労省が出した、市町村と児童相談所の共通リスクアセスメントツールもある。和歌山県でも、ガイドライン等を踏まえてマニュアルの改訂作業を今年度中に着手いただきたい。前回、マニュアルの作成には市町村からも人を出してもらい、審議会からもメンバーを出して作業をしたと思うが、マニュアルの改訂作業について、まだ具体的に決まっていないのか。

事務局 はい。全面改訂になるか、一部改訂になるのかというところも踏まえ、どういう体制で検討していくべきか、こちらで考えた上で相談させていただきたい。

会長 わかりました。以前、マニュアルの策定時、審議会の委員が手分けして、主な市町村に話を聞くという作業をやった。今回も主な市だけでも審議会委員が手分けをして実情を聞き、状況を把握しながら、場合によっては首長と意見交換をするという形で認識を深めてもらうということをしてよいかと思うが、いかがか。

委員 今回の児童福祉法改正で見ると、母子保健総合支援センター設置は努力義務であるが、我々審議会も、母子保健総合支援センターの設置により市町村が予防的な役割を果たすという視点を持たなければならない。ただ、18歳未満の人口がほとんどないのに母子保健総合支援センターの設置をするのかという意見が出てくると思う

ので、児童人口も踏まえた上で設置状況を確認していく方がよい。

会長

母子保健総合支援センターというのは、いわゆる子育て世代包括支援センターで、それを各市町村が作っている。橋本市が4月から新しく作っているが、虐待予防の観点から見ていくことが重要である。柳川委員がおっしゃったように、市町村は、子育て世代包括支援センターのような形で虐待予防だけではなく、虐待通告の対応もやってもらわないといけないので、市町村側の負担がかなり増えていく。虐待対応の部分で言うと、一つは面前DV通告の処理をある程度市町村に任せられないかということ、もう一つは夜間・休日の虐待通告の対応を市町村でできるのかという問題の両方あるかと思うが、和歌山市ではどうか。

委員

和歌山市は、夜間休日については職員が二人体制をとっている。一人が緊急の携帯電話を持っており、市役所の代表に電話がかかりますので、そこから当番職員の携帯電話にかかるという形です。

会長

なるほど。軽微なDVの通告など、今、児童相談所が受けているものを、市町村に安全確認に行ってもらおうというのはどうか。

委員

今、和歌山市では、ほとんどDVの通告は児童相談所と同行で訪問している。児童相談所は1回で終了という事で、和歌山市も一緒に終了するケースと、和歌山市だけが継続していくケースに別れる。面前DVイコール軽微というものでもないのので、軽微という判断をどう共通認識を持つかということが課題である。

会長

虐待の程度について共通認識が持てて、そんな難しい話ではないということであれば、市レベルだけで安全確認ということもあり得るわけですね。

委員

はい。和歌山市ができるのかという問題ではなくて、市レベルとしてできると思う。しかし、職員体制として見れば、和歌山市は正職員が7名、非常勤7名です。夜間休日については正職員が対応しますので、正職員7名で携帯電話を持って当番をしている。ですから、そういう職員体制の中で、今後、面前DVのケースを全て、市職員だけで複数体制で対応できるかというとなかなか難しい。先程、中川会長の話にあったように、首長に理解いただけるように働きかけていくことは必要だと思う。

委員

各市町村の首長に、職員の増員が必要だという話を持って行けるような審議会であればいいと思う。

会長

有資格者の配置と研修受講について各市町村に整えるように要請をすることと、県マニュアルの改訂作業が、事務局の方で当面やっていただく作業になる。併せて、柳川委員のご提案のように、児童虐待の予防に向けた取組についても、市町村に改正児童福祉法の趣旨に則って対応してもらい、あるいは現状どうなっているか調査をしていただくということも、事務局でできる範囲でやっていただきたい。

委員	<p>子供虐待というのは由々しきものであるという認識が強すぎるような気がする。世界では、不適切な扱いイコール虐待と認識している。児童相談所は中等度から重度の事例を扱っているが、軽微な状況の中から虐待として取扱うべきであるというのが世界的な見方になるし、今後必ずその方向性で進んでいくと思う。そういう意味では、市町村は、何を虐待として捉えるか、統計数値の公表ということを念頭に置いて、普段から母子保健に対する対策をしっかりと考えていただきたい。</p>
会長	<p>各市町村の虐待に対する考え方については、各市町村が同じようなレベルで対応できるようにしないといけない。そこを県マニュアルの改訂時にきっちり落とし込むと同時に、各市町村にもマニュアル改訂作業の中で虐待に対する認識を均一化していく必要がある。この審議会は調査・審議するところとなっており、調査について、ご協力いただける委員に、各市だけでも状況を確認して、首長やそれに次ぐような人に、市町村の体制整備について要望をお伝えするのも良いと思う。その点は、こちらの方で考えさせていただきたい。皆様方にもご協力いただくことがあるかもしれないが、その節は宜しくお願ひしたい。</p>
委員	<p>母子保健は虐待予防という面で大事であり、に力を入れていくという点は是非このマニュアルにも入れていただきたい。要対協に虐待通告が来た際に、母子保健分野が持っている情報が有用であり、早期介入や適宜な対応が出来る事が多い。</p>
事務局	<p>議事2について説明</p>
会長	<p>実際の児童相談所の現状について説明願ひたい。</p>
事務局	<p>児童相談所への増員はあるが、現状からいうとケースワーカーは不足している。「児童福祉司の配置標準の見直しについて」の資料中、国は平均的な児童福祉司の虐待相談に係る持ちケース数は40として計算している。実際は、平均して100を超え、多い人は180、190というケース数を担当している状態。また、各都道府県の死亡事例検証結果から見ますと、死亡事例が発生した当時のケースワーカーの平均ケース数は101と報告されている。児童福祉司の配置について、国の基準は一応満たしておりますが、児童虐待の件数が増加することを考慮すると、危ういと思う。また、職員の熟練度という点では、新任ケースワーカーはスーパーバイザーの指導が必要であり、担当ケースワーカーの約半分が新任ケースワーカーという中では、スーパーバイザーもほとんど新任ケースワーカーの指導に取られてしまう。スーパーバイズ体制というのも、最近の課題になっている。</p>
会長	<p>ありがとうございます。紀南児相の方はいかがですか。</p>
事務局	<p>紀南児相も数だけ見れば児童福祉司が多いという事になるが、紀南児相には分室が</p>

あります。児童福祉司の数には、所長、次長、分室長も入っているが、実際に地区担当ケースワーカーをしている職員は、資料の数よりもマイナスになる。また、経験年数の浅い職員が半分くらいですので、やはりその辺では数通りにはいかないと思う。

委員 児童相談所の人員が少ないという話が出ましたが、昨日今日言い出した話ではない。和歌山県では数年前に死亡事例がありました。他に大きな事件・事故が無かったので何とか回っていたのではないかと。何かあってから増員するというのではなく、行政として、児童相談所に専門職の増員をしていただきたい。もう10年以上も、人が少ないという話を聞かせていただいている。

会長 児童相談所の人員の強化と、もう一つは専門性の確保という事を、審議会としてもずっと提案している。一般行政職員がケースワーカーとして働く場合、最初の数ヶ月とか1年は、一人前のケースワーカーとして使い物にならないというのが正直なところである。全く違う部署からケースワーカーになって、メンタル面でダメージを受ける方もおられる。専門性を高めるという事と、経験者を長期間きっちり配置することといった、体制を強化するという事は審議会としても申し上げているところである。

事務局 人事も力を入れてくれているが、事務職が素人でスーパーバイズが必要という話ではなく、人を雇っていただくと、どうしても新人になってしまうのは仕方がない。専門職も毎年採用されているが、最初は指導が必要な状態である。専門職の配置が少ないという簡単な話ではなく、児童相談所に来る人には丁寧なスーパーバイズ体制が必要であるということです。

会長 児童相談所としての要望はあるか。

事務局 適切なスーパーバイズ体制をとれるように、ベテランと新人の割合を考えてもらいたい。研修も必要で欠かせないが、現場的にはOJTが重要だと思うので、ベテラン職員が新人職員に日々のケースワークの中で教える体制も必要だと思う。

委員 児童相談所職員については、専門職は出来たら最低5年は仕事してもらいたい。ずいぶん大変な仕事だからこそ、時間をかけて専門性を培って欲しい。

委員 どういう形の専門性を求めるかが重要。市町村に日頃の親子支援を対応してもらうためには、そのつなぎ役がすごく大事になってくるので、ケースワークのコーディネーターが必要である。その家族にとって何が必要なのかという事をしっかりと見極める力が非常に大事である。

委員 市で働かせてもらい、市町村も児童相談所も、お互いの役割や機能をあまり分かっていないと感じる。お互いの役割と機能をしっかりと理解し、職員が替われば新たに

学ばせることで連携が出来てくるのだが、それが上手くできていない。

会長

市町村との連携は大事だが、児童相談所では毎年ケースワーカーの担当配置換えが行われ、市町村の担当者も毎年のように替わるようである。児童相談所では専門職不足もあるし、事務職が配置されても仕方がないが、腰を落ち着けて何年か勤務して、市町村との対応が出来るようになる事が課題である。また、スーパーバイザーや里親支援を専門でできる人を増やすなど、絶対的な人数の増加と専門職の配置が望まれる。そうでなければ、児童相談所が落ち着いて業務ができないのではないかとというのが、率直な意見です。

委員

189（いちはやく）というのが制度としては発足しましたが、その制度がうまく活用できているのかという検証も必要ではないか。もう一つは、市民の方々が虐待を見つけた時に、児童相談所に相談という形で連絡することが多い。児童相談所は相談を受けたらしっかりとアセスメントし、虐待として扱っていただきたい。児童相談所に連絡したけれども「それは虐待ですか。」と聞かれたということを知ったことがあるが、相談内容を吟味するのが児童相談所であるという位置づけを持って欲しい。全国児童相談所所長会でも相談イコール通告と捉えるという事が言われていますので、現場で徹底して欲しい。

事務局

通告が入った場合、相手に虐待の判断を求めるという事はしてはならない。市民からの通告は相談という形が多いが、内容をお聞きして虐待かどうかを判断するのは児童相談所である。それと、189（いちはやく）については、夜間休日はコールセンターへ委託していますが、非常に丁寧に対応してくれている。

委員

地域の児童委員として、私は最近、早朝に海岸の掃除をするのですが、海水浴のシーズンということでビーチボールだけではなく、テントなども置いていっている。親がそのようなことを子供に見せつけており、それも虐待ではないかと思えます。それを児童相談所が啓発するのは無理な事だと思えますので、県、市町村がしっかりと啓発し、地域のみinnで教育していく事が大事ではないかと思えます。

委員

児童相談所の人員配置の資料について、人数だけでは国の基準を満たしていると思ってしまうので、経験年数別であるとか、専門職と事務職の人数であるとか、スーパーバイザーたる児童福祉司は何人であるとか示してくれると理解しやすい。

会長

事務局は、次回以降、その点に配慮して資料作りをお願いしたい。児童相談所の体制強化としては、前回の審議会でも出ましたが、弁護士配置については、経験があつて意欲のある常勤弁護士が確保できるように調整願いたい。

委員

市町村調整担当者研修、児童福祉司等の研修は、国から言われたから実施するというのではなく、従来、子供の成長・発達、子供の権利についてしっかり理解しないといけないことだと思うので、積極的に実施していただきたい。

事務局	議事3について説明
委員	資料のフローチャートでは虐待と書かれているが、不適切な関わりと記載する方がよいと思う。また、厚生労働省が「愛の鞭ゼロ作戦」というのを出しているが、暴力を用いなくても子供と施設職員が関係を保っていけるということを記載しておいた方がよい。
委員	家本委員が言われたように、不適切な関わりイコール虐待という概念をしっかりと持つべきである。まだその概念が浸透していない状況がある。もう一つは、こういう事案が起こった時に、その職員に対してどう指導するかということである。虐待を受けた子供達の特性、特徴、親の状況、愛着障害について、繰り返し研修を行うべきである。
委員	こういう事案が起こった時に感じるのだが、子供の意見がどこにも反映されていない。何かあった時には聞いてもらえる体制があるということが必要だと思う。
委員	例えば、児童自立支援施設では、生活の習慣や善悪の判断が違っている子供達を受け入れた時に、次のステップへ出そうとすると矯正をしようとする発想もあると思います。職員はすごく真面目に子供の福祉に関わろうとする人達ですから、たいていは真っ直ぐな生活をしてきている。そのために、子供の反社会的な行動をしている或いは非社会的な行動について、最初は耐えているのだけれども、それが耐えられなくなってくるので、アンガーマネジメントというか、職員の精神衛生をどう保っていくかという事が必要かと思う。
委員	児童養護施設でも被措置児童等虐待は起こりますが、その時は必ず、県が子供の意見を聴取してくれます。子供達に寄り添っていきたいという職員ばかりだと思うが、このような案件が起こると辞めていかれる。よほどの虐待だったら辞めなければいけないと思うが、殆どそういう事はない。養護施設全体あるいは県とかに応援していただきたいと思う。
会長	施設に入っている子供は定期的に監査を受ける権利があると子どもの権利条約に謳われており、子供に意見表明権があるということも子どもの権利条約に書いてある。児童養護施設や児童自立支援施設など、子供を受け入れている施設について、毎年一回は外部の第三者が施設を訪問して、職員が居ないところで子供から色々意見を聞くという制度を作ったらどうかと思う。施設は閉鎖的な面もあるので、子供の事を分かっている外部の人が外部の目で施設に入ることです。もちろん、県の監査もあるが、県の監査はあくまで運営側の監査であり、子供の意見を直接聞くということではない。他の都道府県で子供の意見を聞く制度があるかは分からないが、和歌山県が先駆けてやったら画期的である。県直営ではなく、然るべきNP

○法人等に委託して、子供の意見を聞けるノウハウのある人に実施してもらう方法がある。肯定的な意見も出れば批判的な意見も出るでしょうが、それをちゃんと受けとめるという事が子供の意見表明権であるし、施設の風通しを良くする事にもつながると思う。子供の意見表明権の事を考えると、和歌山県として新施策としてはどうかと考え、本日提案させていただいた。

委員 そういった事がシステム化されていくと、子供達が安心できると思う。兵庫県に子どもオンブズマン制度というのがある。

会長 兵庫県川西市に子どもオンブズパーソンという制度がある。子供に関する問題点があればいつでも話しを聞き、調査に入るという制度で、弁護士などがやっている。何かあった時にやるというのは第三者委員になるでしょうが、第三者委員会や意見箱というのは有名無実化している。だから、年に一回でもトレーニングを受けた外部の人が施設に行き、子供の意見を聞く制度を作るだけでも、和歌山県の施設の取組というのは変わってくるのではないのかと思う。

委員 職員の中にも対応に困っている方もいると思うので、子供だけではなく職員の話も聞くということも含めていただきたい。

会長 県の委託を受けた法人等が年に一回各施設を回り、直接子供の意見を聞くこと、それとは別に職員とミーティングをする機会を持つことを、県の新施策として事務局の方で検討していただけないか。

委員 非常に良い事だと思うのが、いきなり施設に行って子供の話を聞くというのは難しいことである。子供がなかなか話をしない可能性もあるし、嘘を言う可能性もあるので、その聞き分けが難しいと思う。

会長 それは当然の前提である。職員の悪口を言うなどは有りうると思うので、子供の話を聞くトレーニングを受けた人が行く。ただ、子供が意見を言える場がある事自体が非常に大事な事だと思う。

委員 年に何回か施設に来てもらって話を聞いてもらうと良いかもしれませんね。

会長 それは実際には無理かもしれないですね。例えば、キャンプの研修で小学校へ行って1～2時間話をするが、終了後に子供が個別に相談に来ることがある。施設の職員からすれば、初めて会った人に子供が話をするのかと思われるかもしれないが、子供は信頼関係を結べると思ったら話をする。そういう、意見表明の場を確保するという事が大事である。

事務局 委員の皆さんのご意見や先進事例を踏まえ、出来るか出来ないか或いはデメリット・メリット等々を検討させていただきたい。

事務局

議題4について説明

委員

8月1日の新聞に「里親養育75%を目標」と出ておりましたが、厚生労働省も大きな数字を出したなという印象です。和歌山県としても里親委託率30%という目標を立てて進めていただいています。75%となりますと、県の方にもっと頑張ってください必要があるし、我々ももっとスキルを上げていかなければならないと思う。最近の傾向として、養子縁組の里親登録が増えてきており、養育里親が増えてこないという現状。里親会としても、里親支援センターの「なでしこ」や「ほっと」と連携して啓蒙活動をしているが、興味はあっても一歩を踏み出せない方が多い。和歌山県里親会は4つの支部に分かれまして、各支部で新任里親とベテラン里親が意見交換や子育て相談をしている状況です。受け入れる子供は発達障害があることも多く、我流の子育てではなかなか難しくなってきました。一人で悩まずに色々な意見を聞けるように、近くの里親同士が力を合わせられるような体制作りをしている。それと、養育里親の高齢化という問題があり、体力的に大変になってくるので、児童相談所も里親委託したいが養育先がなかなか無いというのが現状です。それから、18歳以上の子供について、措置解除になった後、完全に児童相談所の枠から外れてしまいますが、里親は「措置解除後は関係ない」とは言えませんので、措置解除後も子供の相談を受けたりしている。子供の拠り所になっていると思うのですが、状況的に措置解除後の子供の対応が難しい里親もおりますので、措置解除になった後も子供の支援ができる体制があればよいと思う。

会長

最後のご発言はアフターフォローについてであるが、児童養護施設を卒業した方のアフターフォローと併せてすごく大事な点であり、今後きちんとやっていかないといけないところである。里親委託に関する国の方針を現実化するのはかなりハードルが高いが、児童相談所の業務の中に里親開拓が位置づけられたところもあるので、その点も充実させる事も含めて検討いただく必要があると思っている。

以上で議事は終了しましたが、せっかくの機会なので、その他ご意見等はございませんか。

委員

せっかくなので皆さんに施設の現状をお伝えします。児童養護施設が県下に8か所あり、定員が340名ですが、7月末時点で287名入所しております。その中で虐待を理由に入所している子供が約70%、多いところだと全員虐待児という事になります。私が勤める施設では95%になります。定員充足率で見ると1、2年前に比べて余裕が出てきており、里親委託率が上がってきているのかなと思う。しかし、発達障害や愛着障害等の対応が難しい子供が多く、幼稚園や学校との連携、医療的なケアが必要な場合は施設の看護師による対応をしている。虐待を受けた子に限らず、医療的なケアが必要な児童も多いので、県として施設への看護師配置促進を

是非ご検討願います。

会長

貴重なご意見ありがとうございます。

それでは事務局の方から、その他報告事項の説明をお願いします。

事務局

「和歌山県子供の貧困対策推進計画」について説明

会長

ありがとうございます。前回の審議会で報告いただいたものが、今回しっかりした冊子として仕上がって、県庁全体として取り組まれた非常に大きな成果だと思います。予定していた議題は以上でございます。

事務局

本日はありがとうございました。以上をもちまして本日の審議会を閉会させていただきます。